

令和5年度 高校生等への修学支援

国や奈良県は、みなさんが高等学校等へ進学した後も安心して教育が受けられることを目的として、みなさんの修学を支援する制度を設けています。このパンフレットはそれらの制度をまとめたものです。令和5年1月時点の情報に基づき作成しており、その後、制度の見直しが行われる場合がありますので、県のホームページ等でご確認いただけますよう、お願いいたします。



これらの修学支援の制度を活用するためには、**みなさんから申請していただくことが必要となります**。入学される高等学校等からの通知等をよく確認し、**提出期限に遅れないよう申請手続きを行うようにして下さい**。

◆◆目次◆◆

- 高等学校等就学支援金(県立・市村立高等学校、県立大学附属高等学校) ……2
- 私立高等学校等に通う方への授業料等の支援 ……3
- 高校生等奨学給付金 ……4 - 5
- 奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金) ……6
- その他の教育支援資金 ……7
- その他 ……8

この冊子に記載の制度の対象となる高等学校等とは、次のとおりです。(P6～7の一部を除く)

【県立・市村立高等学校、県立大学附属高等学校】 県立・市村立高等学校(全日制・定時制・通信制)、県立大学附属高等学校

【私立高等学校等】 私立高等学校(全日制・定時制・通信制)、私立中等教育学校後期課程、私立専修学校高等課程、

私立専修学校一般課程又は私立各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに

私立各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの



高等学校等就学支援金

【県立・市村立高等学校】
【県立大学附属高等学校】

高等学校等就学支援金とは、各家庭で納付すべき授業料を支援する国の制度です。認定を受ければ高等学校等就学支援金が支給され、授業料が**実質無償**となります。

◆申請について

就学支援金を受給するためには**申請が必要です**。

高等学校等に入学した月に(学校の定める提出期限までに)学校へ申請書類を提出してください。

(期限までに提出がない場合は**授業料を自己負担**していただくこととなりますので、必ず厳守してください。)

※入学した月以降の申請の場合、原則、申請のあった月からの支援となります。

例. 令和5年5月申請の場合、令和5年4月は授業料を自己負担、令和5年5月以降の授業料が実質無償

◆所得要件

保護者等の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合算が **304,200円 未満**

※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。

おおよその目安

両親の一方が働き、高校生と中学生の子がいる4人家族の場合で、
年収約**910万円**です。

◆支給額

	月額・単位数(上限)	支給期間
全日制	月額 9,900円	36ヶ月 まで
定時制(単位制)	1,740円 ／1単位	74単位 または 48ヶ月 まで
定時制(単位制以外)	月額 2,700円	48ヶ月 まで
通信制(単位制)	336円 ／1単位	74単位 または 48ヶ月 まで

就学支援金の支給限度額と授業料は同額となります。



入学後、学校経由で県に申請



学校による受領

申請者に代わって学校が受領し、授業料に充当します。
生徒や保護者が直接お金を受け取るものではありません。

受給資格認定・支給額の決定

※県立・市村立高校: 奈良県教育委員会
県立大学附属高校: 県教育振興課 にて決定

◇県立・市村立高等学校及び奈良県立大学附属高等学校に入学される方のお問い合わせ先◇
入学される高等学校の事務室

私立高等学校等に通う方への授業料等の支援

奈良県内の私立高等学校等に入学される方は、下記制度のとおり授業料等の支援を受けることができます。申請の窓口は学校となっており、入学される**学校から申請方法や申請時期について説明**がありますので、学校の説明に従って、**学校の定める提出期限に遅れないよう、申請してください。**

※支給金は、学校が申請者に代わって代理受領し、申請者の授業料等に充当されます。

高等学校等就学支援金【私立高等学校等】

各家庭で納付すべき授業料を支援する国の制度です。

★申請時期

高等学校等に入学した月(学校の定める提出期限までに、学校へ申請。)

※入学した月以降の申請の場合、原則、申請のあった月からの支援となります。

(例. 令和5年5月申請の場合: 1月あたりの就学支援金額×11ヶ月(令和5年5月から令和6年3月))

★所得要件と支給額

保護者等の「課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額」の合算額が**304,200円未満**

※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。

(支給額)

		全日制 (定額授業料)	通信制 (定額授業料)	通信制 (単位制授業料)
所得要件	154,500円未満	年額 396,000円	年額 297,000円	1単位あたり 12,030円
	154,500円以上 304,200円未満	年額 118,800円	年額 118,800円	1単位あたり 4,812円

高等学校等授業料等軽減補助金【私立高等学校等】

奈良県内在住の保護者等の学費負担を軽減するため、授業料に加えて施設整備費等も補助する制度であり、高等学校等就学支援金制度との併用が可能です。(※奈良県外の学校へ通われる方は対象外です。)

★申請時期

入学後、毎年10月頃(学校の定める提出期限までに申請。)

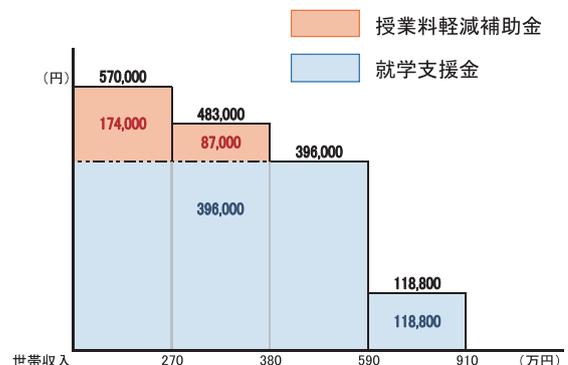
★所得要件と支給額

保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が**85,500円未満**

(支給額)

		全日制	通信制
所得要件	非課税 又は 0円	年額 174,000円	年額 15,000円
	100円以上 85,500円未満	年額 87,000円	年額 7,500円

【全日制(年額制)に通う県内在住者の場合】



※世帯収入は、「両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人のサラリーマン世帯の場合」の目安であり、家族構成などによる各種控除により区分が変わることがあります。

◇私立高等学校等についてのお問い合わせ◇

奈良県 文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係 tel 0742-27-8347

高校生等奨学給付金【国公立・私立高等学校等】

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、支給要件を満たす非課税世帯を対象に、奨学のための給付金「高校生等奨学給付金」を支給します。

この給付金は貸与型の高等学校等奨学金とは異なり、将来返還する必要はありません。

申請等については、7月頃に高等学校等を通じてお知らせします。また、ご希望の場合は新入生に限り、年額の4分の1相当額を早期に支給することができます。(残り4分の3相当額を支給するためには、別途申請が必要です。)

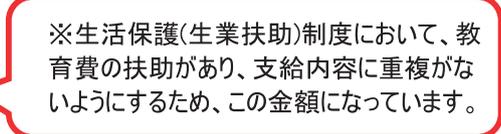
なお、高等学校等就学支援金(2～3ページ)、高等学校等奨学金制度(6ページ)やその他の教育支援資金(7ページ)との併給も可能ですので、ご活用ください。

【支給要件】 7月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

- 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税(0円)であること
- 保護者等が奈良県内に住所を有していること ※県外にお住まいの方は、住所地の都道府県にお問い合わせください。
- 平成26年度以降の入学者であること
- 高等学校等就学支援金支給対象である学校に在学していること

★特別支援学校高等部生徒は対象外です。

★児童福祉法による措置費等の支弁対象となる高校生等は原則対象外です。

支 給 額 (7月1日現在の状況で決まります)			
高校生等		23歳未満	23歳以上
①生活保護受給世帯(生業扶助が措置されている世帯)			
①【支給額】 公立 32,300円(年額) ※通信制も同額 私立 52,600円(年額) ※通信制も同額	 公立32,300円 私立52,600円	 ※生活保護(生業扶助)制度において、教育費の扶助があり、支給内容に重複がないようにするため、この金額になっています。	
②第1子の高校生等がいる世帯			
②【支給額】 公立 117,100円(年額) 通信制・専攻科 50,500円(年額) 私立 137,600円(年額) 通信制・専攻科 52,100円(年額)	 第1子 公立 117,100円 私立 137,600円	 23歳未満の兄(姉)は扶養されていないので、高校生等は第1子となる。 ※扶養されていない	
	中学生以下は 対象外 		
③15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯			
③【支給額】 公立 143,700円(年額) 通信制・専攻科 50,500円(年額) 私立 152,000円(年額) 通信制・専攻科 52,100円(年額)	 第2子 公立143,700円 私立152,000円	 第1子 23歳未満の兄(姉)は扶養されているので、高校生等は第2子となる。 ※扶養されている	 23歳以上は対象外 23歳以上の兄(姉)は対象外のため、高校生等の姉(兄)は第1子となり②の区分に該当。高校生等の妹(弟)は第2子となり、③の区分該当。
	※通信制・専攻科の高校生等を含めた複数の高校生等がいる世帯の場合 →通信制・専攻科の高校生等を第1子として②の区分の通信制・専攻科の給付金を支給し、通信制・専攻科以外の高校生等へは、第2子以降として③の給付金を支給します。	 第2子 公立143,700円 私立152,000円	

高校生等奨学給付金 Q & A

Q1. 給付を受けるためには、どんな手続きが必要ですか？

A1. 申請書とその他給付に必要と認められる書類等を提出していただくこととなりますが、**詳しい説明や提出時期などは、入学後、7月初旬頃に国公立学校(奈良県立大学附属高校を除く)は学校支援課、奈良県立大学附属高校と私立学校は教育振興課のホームページに掲載するとともに、7月頃に学校から連絡しますので、ご確認ください。**

Q2. 既に「高等学校等就学支援金」の申請をしていますが、あらためてこの「高校生等奨学給付金」の申請は必要ですか？

A2. **それぞれ制度が異なりますので、新たに申請をしていただく必要があります。**「就学支援金」は、授業料に充当しますが、「奨学給付金」は授業料以外の教育費の負担を軽減するために給付されるものです。

Q3. 毎年、申請が必要ですか？

A3. **基準日に支給要件を満たしているか確認しますので、毎年申請が必要です。**

Q4. 「高校生等奨学給付金」は、返還する必要がありますか？

A4. **貸与型の奨学金とは異なり、返還する必要はありません。**また、基準日(7月1日)に要件を満たしていれば、基準日以降に退学等の異動があっても返還は生じません。

Q5. 第1子と第2子で給付額に差があるのはなぜですか？

A5. 所得に対する教育費の負担が重い多子世帯に配慮し、段階的に給付額を設定しています。

Q6. 奨学給付金の給付方法はどのようになりますか？

A6. **申請者へ年額を一括で、直接給付します。**(学校が代理受領する場合を除く。)



Q7. 保護者である父母のうち、母は奈良県に住んでいます、父は単身赴任で県外に居住しています。この場合、どちらで給付金を申請することになりますか？

A7. 世帯の生活の本拠となる地での申請になるため、状況を確認したうえでの判断になります。申請時に個別にご相談ください。なお、**複数の都道府県へ重複して申請することはできません。**

Q8. 高校生が2人いる世帯の場合、申請は1人分でいいのですか？

A8. 2人分の給付を希望される場合は、**2人分の申請が必要です。**

Q9. 保護者等が海外赴任をしている場合、支給の対象になりますか？

A9. **保護者等の一方、又は双方が海外赴任で奈良県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、支給の対象になりません。**



高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）

【国公立・私立高等学校等】

奈良県では、修学の奨励と教育の機会均等を図るため、勉学意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な高等学校等の生徒に対して、奨学金を貸与しています。**将来返還が必要です。**

申請手続きは入学後に、各学校からお知らせがあります。また、「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」(2～4ページ)との併用は可能ですので、合わせてご活用ください。

高等学校等奨学金制度の概要

	修学支援奨学金	育成奨学金																						
種別	貸与(無利息)	貸与(無利息)																						
貸与対象者	高等学校(全日制・定時制・通信制課程、専攻科)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校	高等学校(全日制・定時制・通信制課程、専攻科)、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程(規則で定めるものに限る)																						
貸与基準	生活保護基準1.5倍以内 (世帯全員の収入額合計)	生活保護基準1.5倍以内、意欲のある生徒は予算の範囲内で3.0倍以内 (世帯全員の収入額合計)																						
		向学心、勉学意欲があり評定平均値3.0以上																						
	親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年の場合は、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有していること																							
	地方公共団体、その他公共的団体から学資の給付または貸与を受けていないこと ※ 次ページにある各資金の貸付金等との併給はできません。																							
貸与額	奨学金の額																							
	区 分	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自宅通学</th> <th>自宅外加算 (+5,000円)</th> <th>へき地加算 (+12,000円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者</td> <td>国公立</td> <td>5,000円/月</td> <td>10,000円/月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>17,000円/月</td> <td>22,000円/月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の者</td> <td>国公立</td> <td>18,000円/月</td> <td>23,000円/月</td> <td>30,000円/月</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30,000円/月</td> <td>35,000円/月</td> <td>42,000円/月</td> </tr> </tbody> </table>		自宅通学	自宅外加算 (+5,000円)	へき地加算 (+12,000円)	生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者	国公立	5,000円/月	10,000円/月	—	私立	17,000円/月	22,000円/月	—	その他の者	国公立	18,000円/月	23,000円/月	30,000円/月	私立	30,000円/月	35,000円/月	42,000円/月
		自宅通学	自宅外加算 (+5,000円)	へき地加算 (+12,000円)																				
	生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者	国公立	5,000円/月	10,000円/月	—																			
私立		17,000円/月	22,000円/月	—																				
その他の者	国公立	18,000円/月	23,000円/月	30,000円/月																				
	私立	30,000円/月	35,000円/月	42,000円/月																				
貸与期間	高等学校全日制課程・・・3年 高等学校定時制課程・通信制課程・・・3年または4年 中等教育学校の後期課程・・・3年 高等学校専攻科・・・2年 高等専門学校・・・5年 特別支援学校の高等部・・・3年 専修学校の高等課程・・・3年																							
貸与時期	前期分は8月中旬、後期分は10月中旬に生徒本人名義の指定された口座へ振り込み																							
返還期間	貸与の終了月の翌月から起算して6カ月を経過した後10年以内、月賦又は半年賦(一括返還も可)																							
申請期間	4月～5月中旬																							
申請窓口(申込先)	在学する学校 (学校長経由で奈良県教育委員会事務局学校支援課へ提出)																							
申請書類	校長推薦書、奨学金申請書、市町村長発行の所得に関する証明書(収入金額、扶養親族数、課税金額、非課税の場合は非課税理由等の記載されたもの)、世帯全員の住民票謄本、連帯借受人の印鑑登録証明書、口座振替申出書、借用証書等																							

◆貸与を受けられた奨学金は、卒業後、所定の期間内に返還していただきます。これらの返還金は、次の高校生たちの奨学金として活用されます。将来の返還見込み等も考慮のうえ、計画的にご利用ください。(約束の期間内に返還されない場合は、延滞金が加算されます。)

◇高等学校等奨学金制度についてのお問い合わせ◇

奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 tel 0742-27-9859

その他の教育支援資金

高等学校等奨学金制度以外の、奈良県における公的な教育支援資金については、下記のとおりです。各自の実状やニーズにあった制度を選択し、有効にご活用ください。

なお、いずれも無利子の貸与制度であり、返還が必要です。また、高等学校等奨学金制度を含めて各制度の相互の併用はできません。

各制度の詳細については、それぞれの問い合わせ先へご確認ください。

資金名	募集時期	貸与期間	問い合わせ・申請先	
生活福祉資金 貸付制度 【教育支援費】	随時	修学期間中	市町村社会福祉協議会 又は、 奈良県社会福祉協議会	奈良県 社会福祉協議会 〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 (電話0744-29-0100[代表])
福祉系高校修学資金 貸付制度	年1回	修学期間中	在学する学校 又は、 奈良県社会福祉協議会	
母子父子寡婦 福祉資金	随時	【修学資金】 修学期間中 【就学支度 資金】 一括	【奈良市にお住まいの方】 奈良市 子ども育成課(電話0742-34-5042) 【大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、山辺郡、生駒郡、磯城郡、高市郡、北葛城郡にお住まいの方】 奈良県中和福祉事務所(電話0744-48-3020) 【五條市、宇陀市、宇陀郡、吉野郡にお住まいの方】 奈良県吉野福祉事務所(電話0746-32-5315)	

生活福祉資金貸付制度

所得基準：生活保護基準額の1.7倍程度の世帯まで
 申込窓口：市町村社会福祉協議会
 対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、専修学校(高等課程)
 申請書類：申込書、所得証明書、在学証明書、合格通知書(写)、民生委員意見書、市町村社協意見書、住民票等
 ※外国籍の方は、現住地に6ヶ月以上居住していること
 ※返還期間：10年以内

資金名	内容	貸付限度額
教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	60,000円(月額) ※特に必要と認める場合は、上限額の1.5倍まで貸付可能
就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	36万円

※学校種別、通学方法により貸付限度額が異なります。
 ※生活保護世帯は別途貸与額
 ※就学支度費の取り扱いは入学日の前日まで

福祉系高校修学資金貸付事業

貸付対象者：介護福祉士の資格取得を目指して福祉系高校に在学する学生で、次のすべてを満たす者
 ① 卒業後、県内の施設・事業所で介護職員等の業務に従事しようとする意思がある。
 ② 学校長の推薦がある。
 ③ 他の都道府県から同様の修学資金の貸付を受けていない。
 申込期限：学校担当者へお問い合わせください。
 ※5月末までに学校を通じて貸付可否連絡。毎年6月末、指定口座へ振込。
 募集人数：20人程度(予定)
 返還：卒業後、1年以内に介護福祉士登録し、県内で介護職員等の業務に就き、3年間引き続きその業務に従事した場合は、貸付金の返還が免除。

資金名	貸付限度額
就学準備金 (入学金を除く)	3万円
介護実習費	3万円(年額)
国家試験対策 受験対策費用	4万円(年額)
就職準備金	20万円(卒業時)

※貸付期間：正規の修学期間
 ※貸付利子：無利子

母子父子寡婦福祉資金

貸付対象者：配偶者のいない女子(男子)で現に児童(20歳未満)を扶養している者またはその児童(20歳以上)の子を扶養している寡婦を含む)
 所得基準：なし
 特記事項：第三者の連帯保証人が必要
 対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、専修学校(高等課程)
 申請書類：申請書、在学証明書または合格通知書(写)、戸籍謄本、住民票謄本、保証人所得証明書等
 ※返還期間：卒業後6ヶ月を経過した後、10年以内

貸与限度額

資金	区分		自宅通学	自宅外通学
	高校			
修学資金	高校	国公	27,000円	34,500円
		私立	45,000円	52,500円
	高等専門学校	国公	31,500円	33,750円
		私立	48,000円	52,500円
就学支度資金	高校	国公	150,000円	160,000円
		私立	410,000円	420,000円

※修学資金は月額。就学支度資金は一括。
 ※修学資金は連帯保証人を立てた場合の限度額。
 ※生活保護世帯は貸付限度額が異なる。
 ※専修学校(高等課程)の貸与額は高校と同額。



家計急変への支援

【県立・市村立高等学校、私立高等学校等】

就学支援金、奨学給付金の申請時には、受給要件を満たさなかった高校生等の世帯において、保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減する事態が生じた場合に、家計急変世帯への支援を行う仕組みがあります。

詳しくは、在学する各学校へお問い合わせください。



memo 

詳しいことは…

まずは、在学する各学校へお問い合わせください。



◇就学支援金・奨学給付金に関する制度全般、国立高等学校等について◇

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 高校修学支援室

tel : 03-5253-4111 (代表番号) (平日10時~17時)

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

◇奈良県の担当課 (平日8時30分~17時)

県立・市村立高等学校	教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係	0742-27-9859
県立大学附属高等学校	文化・教育・くらし創造部 教育振興課 県立大学係	0742-27-8145
私立高等学校	文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係	0742-27-8347